

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けたシンガポールにおけるセールス等プロモーション業務
業務委託仕様書

(1) 委託業務名

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けたシンガポールにおけるセールス等プロモーション業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業」において、令和5年3月28日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和5年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスタープランを策定した。

令和7年度には、シンガポールの高付加価値旅行者向け旅行会社（以下、「旅行会社」という。）との関係性をさらに強化・拡大と伊勢志摩地域の魅力発信力向上を目的に、旅行会社への個別セールスやニュースレターの配信、ネットワーキングイベント等を実施したことでリレーションの構築を推進した。旅行会社及びメディアを対象にファミトリップの誘致の実施により、旅行プラン造成の推進と高付加価値なメディアでの掲載を獲得した。

本業務では、シンガポール市場で高付加価値旅行者の伊勢志摩地域への旅行機運の醸成を目的に、昨年度事業で旅行会社向けに構築したリレーションを活かして送客の創出に向けた継続的なセールスやファミトリップの誘致を実施し、旅行会社と連携した顧客向けのイベントを開催する。

併せて、旅行者向けの取り組みとして、メディアへの取材誘致や、旅行者へのアプローチを具体化するための経営者等の高付加価値層に対するインタビュー等によるアンケート調査を実施する。

(3) 履行期間

契約日から令和9年2月19日まで

(4) 委託上限金額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、三重県及び日本政府観光局（JNTO）が実施する同種の事業の動向を踏まえつつ、いずれの事業とも分担や相乗効果を見据えるよう留意すること。

① シンガポール現地での旅行会社等へのセールスレップ業務

- ・ シンガポール現地で高付加価値旅行者を顧客に持つ旅行会社へのセールスを定期的（1か月あたり1件程度）に実施すること。
- ・ 昨年度事業でリレーションを構築した旅行会社を中心に、さらなる関係構築を図り伊勢志摩地域観光に関する最新の情報を現地語で提供すること。
- ・ 情報の提供では、伊勢志摩地域の宿泊、体験、移動手段等の滞在コンテンツだけでなく、地域のストーリー等の滞在価値等の情報も資料にまとめること。
- ・ セールスの議事録や本業務で知りえた旅行会社の伊勢志摩地域の商品造成数及び

送客件数、海外メディアの掲載数等を定期的（1か月あたり1回程度）に資料にまとめ、報告すること。

② 旅行会社と連携した顧客向けイベントの開催

- ・ 高付加価値旅行者を顧客に持つ旅行会社と連携し、高付加価値旅行者向けのイベントを10月下旬から11月下旬頃に1回以上開催すること。
- ・ イベント参加者から関心を獲得するためのプログラムの企画だけでなく、地域の魅力を訴求するために適切な人物を登壇させることにより、参加者の意識変容の効果を高めること。
- ・ イベントの開催後は、参加者からのフィードバック等をレポートにまとめ、報告書を作成すること。

③ 経営者等の高付加価値層に対するインタビュー等によるアンケート調査の実施

- ・ 高付加価値旅行者へのアプローチを具体化するためのモデルケースとなる、経営者等の高付加価値層に対してインタビュー等によるアンケート調査を実施すること。
- ・ 調査にあたっては、対象の旅行趣向やライフスタイルを分析し、伊勢志摩と親和性のある潜在顧客層に関するレポートを作成すること。

④ 実施計画書及び業務報告書の作成

- ・ 契約締結後2週間以内に、「①」から「③」の実施計画書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
- ・ 履行期間末日までに、「①」から「③」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。

(6) 財産及び著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は観光庁に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

(7) 成果品及び提出期限

次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。

- 1 業務報告書（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一部
- 2 その他業務で作成した資料（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一式
- 3 交通費に関する証憑の電子データ（PDF）
 - ・ 航空券・新幹線・在来線特急券領収書（新幹線・在来線の乗車券分は不要）
 - ・ 搭乗券半券又は搭乗証明書（航空券使用時のみ）
 - ・ 高速料金・車両燃料費の領収書等

※電子データは、Microsoft Windows 11 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

本業務の委託料のうち、2分の1相当額（上限金額4,000,000円）については発注者が負担し、残る2分の1相当額（上限金額4,000,000円）については観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」と

いう。)を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行うが支払いタイミングに5~10営業日程度の差異が発生する可能性がある。なお、発注者負担分については、三重県からの補助金を財源として充当する予定である。別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。